



島根県報

平成25年5月31日（金）

第2,499号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
保安林予定森林（6件）	（森林整備課）	2
保安林の指定	（　　　　　）	5
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（　　　　　）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	5
土砂災害警戒区域の指定	（　　　　　）	6

【公 告】

平成26年度島根県立農林大学校の学生募集	（農業経営課）	6
林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森林整備課）	13
島根県電子調達システム（第2期システム）開発及び運用保守業務の調達に係る提案競技の実施	（土木総務課）	13

【公安告示】

警備員指導教育責任者講習の実施	（警察本部）	18
-----------------	--------	----

【漁調委指示】

しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限		21
-----------------------------	--	----

【正誤】

平成25年3月29日付け島根県報号外第71号中	（障がい福祉課）	22
-------------------------	----------	----

告 示**島根県告示第410号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年 5 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社みたけや	通所介護	デイサービスみたけや	浜田市三隅町三隅1341	平成25年 5 月23日
	介護予防通所介護			

島根県告示第411号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 5 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町刈畑1496、1498、1501、1515

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第412号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 5 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町久喜932

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第413号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 5 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町左鑑字向1997-1、字高橋1999-3、1999-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第414号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 5 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町左鑑字家ノ平2380-8、字向2416-5、字九石溢2421、2421-1、2421-5、字カツラ藪2423-1、2423-2、2423-3、字後ヶ溢2426-1、2426-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第415号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町内美字文仙邸上7、字旭山1738-1、1739-1、1739-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第416号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町名分字湯戸523-1、523-2、1553、字上ノ地531-4、532-1、1552

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第417号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 5 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

浜田市清水町2060-1、2060-2、2060-5、2060-6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第418号

平成25年島根県告示第348号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成25年 5 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
鹿足郡吉賀町朝倉1717、1719から1730まで、1731-1、1731-3、1731-4	吉村 靖	鹿足郡吉賀町六日市582-1

島根県告示第419号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年 5 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 仁江B

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次に結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
出雲市佐田町一窪田字舟岡1961番5	1号
” 3844番	2号
” 3845番	3号
” 3855番	4号
” 3859番	5号
” 1980番3	6号

島根県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

出雲市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

上塩冶町A、上塩冶町B、乙立町B、知井宮町A、神西沖町A、西神西町A、三絡A、阿宮A、一窪田A、一窪田B、須佐大呂A、日御碕A

(2) 土石流

桜、菅谷川、乙立町E、芦渡町N、芦渡町O、ゴゼ谷

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県出雲県土整備事務所及び出雲市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

平成26年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）第8条第4項の規定により公告する。

平成25年 5月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
	有機農業			

農業科	野 菜 花 き 果 樹 肉用牛	30人	2年	募集人員は、出身学校長推薦入学者及び地域推薦・自己推薦入学者を含む。
林業科	—	10人		

3 出身学校長推薦入学検定

(1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度を上限とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成26年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育（以下「通常の課程による12年の学校教育」という。）を修了した者若しくは平成26年3月に修了見込みの者であつて、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(エ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

(オ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）

(カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

平成25年10月1日（火）から同年10月15日（火）17時までとし、郵送の場合は、同年10月15日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

平成25年10月30日（水）9時30分から16時まで

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ウ) 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

平成25年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のアに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

4 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成26年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成26年3月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

(エ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）

(オ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

(ア) 前期試験 平成25年11月13日（水）から同年11月27日（水）17時まで

(イ) 後期試験 平成26年1月17日（金）から同年1月31日（金）17時まで

後期試験は、出身学校長推薦入学検定合格者、一般入学検定前期試験合格者及び自己推薦入学検定合格者が募集人員を満たさなかった科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

前期試験 平成25年12月11日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成26年2月13日(木) 9時30分から16時まで

後期試験は、出身学校長推薦入学検定合格者、一般入学検定期試験合格者及び自己推薦入学検定合格者が募集人員を満たさなかった科のみ実施する。

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ロ) 検定

筆記試験(一般教養、数学、小論文)及び面接試験

(ハ) 後期試験実施科の発表

a 日時

平成25年12月27日(金) 10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(7) 日時

前期試験 平成25年12月27日(金) 10時

後期試験 平成26年2月20日(木) 10時

(イ) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

5 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

農業科にあつては次の(7)及び(ロ)の要件を、林業科にあつては次の(イ)及び(ロ)の要件を満たす者とする。

(7) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの担い手育成総合支援協議会又は農業再生協議会の会長が推薦する者

松江地域農業再生協議会

美郷町地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

邑南町農業再生協議会

雲南市農業再生協議会

浜田市農業担い手育成総合支援協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

江津市農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会

益田市農業再生協議会

出雲市農業再生協議会

津和野町農業再生協議会

斐川町地域農業再生協議会

吉賀町農業再生協議会

大田市農業担い手育成総合支援協議会

島前地域農業再生協議会

川本町地域農業再生協議会

隠岐の島町地域農業再生協議会

(イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業者(以下「林業認定事業者」という。)が推薦する者

(ロ) 次のaからcまでのいずれかに該当する者であつて、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

c その他知事がa又はbに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- c アの(ウ)の a に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書
若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- d 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、担い手育成総合支援協議会若しくは農業再生協議会の会長
又は林業認定事業体が作成したもの）
- e 返信用封筒（長形 3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）
- f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間

平成25年10月1日（火）から平成26年1月31日（金）17時までとし、郵送の場合は、同年1月31日までの消印があるものは有効とする。

(ウ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

- a 日時
随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）
- b 場所
大田市波根町970番1 島根県立農林大学校
- c 検定
筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

試験日から7日以内に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であつて、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

- (ア) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (イ) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (ウ) その他知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

- (7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b アの(ア)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
アの(イ)又は(ウ)に定める者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- c 自己推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事

業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は1,200字以上とする。）

- d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手90円分を貼り付けたもの）
- e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(f) 出願期間

平成25年10月1日（火）から同年10月15日（火）17時までとし、郵送の場合は、同年10月15日までの消印があるものは有効とする。

(g) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

a 日時

平成25年10月30日（水）9時30分から16時まで及び同年10月31日（木）9時から12時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(f) 合格者の発表

平成25年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のアに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)のアの(ウ)のa又は(2)のアの(7)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

6 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

(1) 対象となる入学検定

- ア 出身学校長推薦入学検定
- イ 一般入学検定
- ウ 自己推薦入学検定

(2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

平成25年11月13日（水）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(f) 合格者の発表

平成25年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

(7) 追試験

a 日時

前期試験 平成25年12月18日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成26年2月27日（木）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(f) 合格者の発表

a 日時

前期試験 平成25年12月27日（金）10時

後期試験 平成26年3月5日（水）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

ウ 自己推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

平成25年11月13日（水）及び平成25年11月14日（木）（時間については、本試験実施後通知する。）

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(f) 合格者の発表

平成25年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/

7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

8 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル、横24センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分を貼り付けたもの）を同封すること。

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
625	新幸建材有限会社 代表取締役 新井 藤水 出雲市馬木北町6番地			○	○	新幸建材有限会社 出雲市馬木北町6番地

島根県電子調達システム（第2期システム）開発及び運用保守業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成25年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県電子調達システム（第2期システム）開発及び運用保守業務の調達

(2) 仕様

島根県電子調達システム（第2期システム）開発及び運用保守業務提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

契約の日から平成31年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

ア 開発費：177,857,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

各年度上限額 平成25年度 142,857,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

平成26年度 35,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

イ 運用保守費（平成26年度から平成30年度までの5年分）：196,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

各年度上限額（各年度定額）39,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

ウ 総 額：374,357,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関

与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

キ この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ク 国、都道府県、公団又は公社において、（一財）日本建設情報総合センター（J A C I C）及び（一財）港湾空港建設技術サービスセンター（S C O P E）が提供する電子入札コアシステムを用いた電子入札システムの開発業務を受注した実績を有する者であること。ただし、公告日において稼働を終了しているものは除く。

ケ 上記クにおいて受注し、開発したシステムに関する保守・維持管理等の運用業務を受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(リ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからカまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のク及びケに該当すること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成25年5月31日（金）から同年7月5日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

松江市殿町8番地（島根県庁南庁舎5階） 島根県土木部土木総務課建設産業対策室

ウ 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

ア 日時

平成25年6月7日（金）午後2時00分から

イ 場所

松江市殿町1 島根県庁会議棟 第4会議室

4 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 提出先は、12と同じとする。
- (3) 提出期限は、平成25年6月18日（火）午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、平成25年7月1日（月）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。

5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

エ 財務諸表（決算報告書） 1部（共同企業体の場合は、構成員全ての財務諸表（決算報告書）各1部）

オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

キ 電子調達システム開発及び運用保守業務の受注実績表 1部

ク 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

ケ 担当者届 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成25年7月5日（金）午後5時までに提出すること。

また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

12に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成25年7月11日（木）までに郵送で通知する。

7 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

島根県電子調達システム（第2期システム）の開発及び運用保守業務について提案すること。ただし、必要があると認める場合は、補足資料の提出を求めることがある。

(2) 要求する仕様

仕様書によるものとする。

(3) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(4) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成25年7月17日（水）午後5時までに提出すること。

また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

12に同じ。

8 選定方法

(1) 評価手順

ア 別に設置する「島根県電子調達システム（第2期システム）調達に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において厳正な評価及び選定を行う。

(ア) 第1次審査

提案価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）が、1の(4)の上限額を上回らない提案書について、仕様書等に記載する内容を満たしているか否かを審査し、採否を提案者へ通知する。

なお、提案価格が上限額を上回るもの、及び、提案書記載内容確認表に記載のある「必須項目」についての提案が無いものは不採択とする。

(イ) 第2次審査

第1次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。

(2) 提案者の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。評価項目及び評価配点は次のとおりとする。

(ア) 費用に関する項目	40点
(イ) 全般的事項に関する項目	20点
(ウ) システム基本方針等に関する項目	20点
(エ) システム開発に関する項目	19点
(オ) システム運用保守に関する項目	21点

(3) 選定結果の通知

第1次審査の選定結果については、次のア及びウに掲げる事項を、第2次審査の選定結果については、次のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知する。

なお、第1次審査において選定された提案者に対しては、第2次審査の選定のための日程等について併せて通知す

る。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

ウ 採否の理由

エ 審査委員会委員構成

(4) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請、又は、提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県土木部土木総務課建設産業対策室

電話 0852-22-5185

F A X 0852-22-5782

電子メール doboku-somu@pref.shimane.lg.jp

13 Summary

- (1) I introduce an electronic supply system (the second period system) performing the exchanges of a

series of bid processes on the Internet

(2) Deadline for submission of proposal documents : 17 : 00 July 17, 2013

(3) Contact point for the notice : Shimane Prefectural Government, Department Of General Affairs General Affairs Division 1 Tono-machi, matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-5185

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第60号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により告示する。

平成25年5月31日

島根県公安委員会委員長 中 島 巖

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 新規取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「新規取得講習1号」という。）	平成25年7月16日（火）から同月19日（金）まで及び同月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月23日、同月24日は18：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「新規取得講習2号」という。）	平成25年7月16日（火）から同月19日（金）まで及び同月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月19日は12：00まで、同月23日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「新規取得講習3号」という。）	平成25年7月16日（火）から同月19日（金）まで及び同月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月19日は12：00まで、同月23日は13：00～17：00）	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「新規取得講習4号」という。）	平成25年7月16日（火）から同月19日（金）まで並びに同月24日（水）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月19日は12：00まで）	

3 追加取得講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施 期 日	実施時間	実 施 場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「追加取得講習1号」という。）	平成25年7月19日（金）及び同月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～18：00 （7月19日は13：00～17：00、同月25日は17：00まで）	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	平成25年7月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00	

る警備業務（以下「追加取得講習2号」という。）	日（木）まで	（7月23日は13：00～17：00）
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「追加取得講習3号」という。）	平成25年7月23日（火）から同月25日（木）まで	9：00～17：00 （7月23日は13：00～17：00）
法第2号第1項第4号に規定する警備業務（以下「追加取得講習4号」という。）	平成25年7月24日（水）から同月25日（木）まで	9：00～17：00

4 講習定員

- (1) 新規取得講習1号及び新規取得講習2号
15人程度
- (2) 新規取得講習3号及び新規取得講習4号
5人程度
- (3) 追加取得講習1号及び追加取得講習2号
10人程度
- (4) 追加取得講習3号及び追加取得講習4号
5人程度

5 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

6 受講申込手続に関する事項

(1) 電話による予約等

ア 専用電話による予約

(7) 講習を受けようとする受講対象者（以下「受講希望者」という。）は、事前に島根県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した予約専用電話（0852-28-5575）に電話し、予約番号を取得すること。

(イ) 電話による予約の受付期日及び受付時間

講習の区分	受付期日	受付時間
新規取得講習 1 号	平成25年 6 月 17 日（月）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 2 号	平成25年 6 月 18 日（火）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 3 号	平成25年 6 月 19 日（水）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
新規取得講習 4 号	平成25年 6 月 19 日（水）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 1 号	平成25年 6 月 20 日（木）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 2 号	平成25年 6 月 20 日（木）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 3 号	平成25年 6 月 20 日（木）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00
追加取得講習 4 号	平成25年 6 月 20 日（木）から同月 21 日（金）まで	9：00～11：30、13：30～17：00

イ 受講者の決定等

(7) 講習の区分ごとに、受講希望者の数が講習定員を超えなかった場合はその全員を受講者とし、受講希望者の数が講習定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

(4) アの(4)の受付期日満了後、予約番号を交付した者に対し、受講の可否について通知する。

ウ 留意事項

(7) 予約専用電話以外による予約番号の交付は行わない。

(4) 予約の際には、受講を希望する講習の区分（複数の講習の区分を希望することは認めない。）、5に掲げる受講対象者の要件、住所、氏名、生年月日、勤務先及び連絡先電話番号について申告すること。

(4) アの(7)の予約を行い、又はイの(4)の通知を受けたことをもって講習受講の申込みを受理したことにはならないので注意すること。

(2) 書類の提出

(1)のイの(4)の通知を受けた受講希望者は、次のとおり書類を提出すること。

ア 提出期間

平成25年 6 月 24 日（月）から同月 28 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

イ 提出先

島根県内の各警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

ウ 提出書類

(7) 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通（写真（申込前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）を貼り付けたもの）

(4) 5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面各 1 通

a 5の(1)のアに該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 5の(1)のイに該当する者

5の(1)のイに掲げる合格証明書の写し

c 5の(1)のウに該当する者

5の(1)のウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 5の(1)のエに該当する者

5の(1)のエに掲げる 1 級の検定に係る旧検定規則第 8 条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

e 5の(1)のオに該当する者

5の(1)のオに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(ウ) 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し1通

(エ) 代理人が提出する場合にあつては、申込者本人の委任状

(3) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 新規取得講習1号 47,000円

イ 新規取得講習2号 38,000円

ウ 新規取得講習3号 38,000円

エ 新規取得講習4号 34,000円

オ 追加取得講習1号 23,000円

カ 追加取得講習2号 14,000円

キ 追加取得講習3号 14,000円

ク 追加取得講習4号 10,000円

7 講習の委託

講習は、一般社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 新規取得講習にあつては講習初日の午前8時30分から午前8時50分までの間、追加取得講習にあつては講習初日の午後0時30分から午後0時50分までの間に講習の受付を行う。

9 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

漁業調整委員会指示

島根海区漁業調整委員会指示第25-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、しいらつけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

平成25年 5月31日

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

1 制限の内容

しいらつけ漁業によるものを除くほか、毎年6月1日から10月31日までの間、しいらつけ漁業の許可を受けた者が設置したつげを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。ただし、しいらつけ漁業において当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成25年6月1日から平成28年5月31日までとする。

正 誤

平成25年3月29日付け島根県報号外第71号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
14	上から2	同様式備考2中	同様式備考1中